

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.39

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局(京都市総合企画局国際化推進室)

2009(平成21)年度第3回会議を開催しました

＜日時＞2009(平成21)年12月21日(月) 午前9時30分から正午まで

＜場所＞京都市教職員互助会館「おいけ」

＜議題＞教育問題について

今回の懇話会では、担当委員が、在日コリアン(オールドカマー)の子どもたちに対する教育、新たに市内に居住する外国人(ニューカマー)の子どもたちに対する教育、多文化共生教育についてそれぞれ報告を行った後、全委員で意見交換を行いました。

～京都市の最近の取組～

2007(平成19)年度

●「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査」を実施

■主な調査結果

- ・外国籍の児童生徒とほぼ同数の外国にルーツをもつ日本国籍の児童生徒が在籍
- ・日本人との国際結婚や日本国籍取得者が増加したことにより、在日韓国・朝鮮籍の児童生徒が大幅に減少、日本国籍をもつ在日韓国・朝鮮人児童生徒が増加
- ・中国やフィリピンなどの国籍やルーツをもつ児童生徒が増加、日本語指導等の支援が必要

2008(平成20)年度

●通知「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」を全市立学校・園長に送付

「京都市立学校外国人教育方針」の内容を補足し、外国人教育の対象を外国籍児童生徒だけでなく、外国にルーツをもつ児童生徒にまで拡大

2009(平成21)年度

●「土曜コリア教室」開始

市内在住の小学生(小学校3年生～6年生)を対象とし、韓国・朝鮮の文化や言葉等を学ぶことができる教室を開催。韓国・朝鮮籍児童や韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が民族的・文化的アイデンティティや文化を大切にすることを支援するとともに、日本人児童が国際理解・国際協調を深めることを目指す。

●「多文化学習推進プログラム」開始

各市立小中学校が多文化共生を目的としたクラブ等を設置し、外国人の講師とともに活動することを通して、児童生徒が多様な言語や文化にふれる機会を提供

担当委員の主な意見

●オールドカマーの子どもたちに対する教育

「多文化共生社会」ということが叫ばれているが、先日、排外主義グループが民族学校の前で外国人の人権を侵害する言動を行ったことを見ても、外国人に対する差別状況は改善されておらず、むしろ強まっていると思う。京都市には、外国人の人権を保障する基本法及び差別撤廃法の制定を国会に要請する決議が市議会でも可決されるよう努力してもらいたい。

また、外国人学校の処遇改善を求める日本弁護士連合会の勧告書（外国人学校卒業生への大学・専門学校の入学資格付与、外国人学校への私立学校助成制度や指定寄付金制度等の適用等を求めるもの）の内容を政府が受け入れることを要請するよう、市議会に働きかけてもらいたい。処遇が改善されるまでの間は、京都市の裁量で、最大限財政的支援の配慮をするとともに、民族学校に通う児童生徒の安全保障の問題にもっと関心を持ち、積極的な対策を講じてほしい。

●ニューカマーの子どもたちに対する教育

ニューカマーの子どもが在籍する小中学校の授業と日本語教室を見学した。受入れの経験が豊富な教員が配置され、小中の連携もしっかりとされ、指導が行き届いていたが、ニューカマーの子どもが少数しか在籍しない学校でも同様の取組ができていだろうかと思った。

京都市では日本語指導や通訳ボランティアの派遣など、様々な取組を進めているが、どうしても教員の個人的努力に頼っている部分が大きく、体制としては不安定なので、対応できる教員の育成に努める必要がある。母語（継承語）教育については、母語の維持、学力に結びつく指導という役割と目的を明確にする必要があるのではないか。

また、高校進学する際に、中国帰国者のための特別枠はあるものの、それ以外の子どもたちを対象とする枠がないために、特に非漢字圏の子どもたちの進学が困難になっているので、中国帰国者以外の特別枠を設ける必要があるのではないか。

●多文化共生教育

外国人教育方針が外国にルーツをもつ子どもにまで対象を広げる形で補足されたことを受けて、学校で実施されている多文化学習推進プログラムを充実させていく必要があると思う。特に在日コリアン以外の子どもたちに関するプログラムは蓄積がないので、事例を蓄えていく必要がある。

生涯学習の場でも多文化共生教育を進めていくために、図書館や博物館などの既存の公共施設で、多言語の絵本の読み聞かせなど、多文化の視点を盛り込んだイベントが実施できないだろうか。また、多文化共生プログラムを実施できる新たな拠点が必要ではないか。

そうした多文化共生教育を進めるコーディネーターを制度化していくために、すでにコーディネーターの役割を果たして活動している教員やNGOのスタッフがいるので、まずはそうした人々が出会い、学ぶことができる場づくりをしていく必要がある。

意見交換

- 民族学校に対して行われた排外的言動は、外国人の人権を侵害する行為であるとともに、子どもが受ける教育に対する妨害行為であり、懇話会として事実確認したうえで何らかの対応をするべきだ。

- 日本政府は「人種差別撤廃条約」や「児童の権利条約」を批准している。その内容について京都市の職員が知っておくべきである。

- 市立学校に在籍している外国人児童生徒に日本語指導を行うことは重要であるが、日本語指導だけではアイデンティティが形成されないので、それぞれのルーツとなる文化や言語を学ぶ機会を提供することにも力を入れてほしい。

- 土曜コリア教室は、これまで民族学級が設置されている3つの小学校に在籍する子どもしか受けることができなかった民族の文化や言語を学ぶ機会が全市的に広げられたということで非常によいことだ。今年度は南区で開催されているが、今後は開催場所を全市に広げていってほしいと思う。

- 土曜コリア教室やコリアみんぞく教室で民族教育を完全にできるわけではない。社会では依然として差別があり、家庭教育の場では日本文化への同化がかなり進んでいる中、それでも民族の文化を尊重する教育をなんとかできているのが民族学校である。その点を考慮して、日本の学校にいる子どもを教育するのと同じ目線で、外国人学校にいる子どもに対しても支援をしてほしい。

- 学校ですべての課題を解決することは難しいので、地域と家庭も含めた生涯学習全体の中で多文化共生教育を行っていくことが大切であり、個別に存在している人材や資源をつないで系統的に生かしていく、コーディネーターが必要である。

- 外国人児童生徒の受入れに負担を感じている学校の先生と、多文化的背景を持つ子どもを公立学校に通わせることに不安を抱えている保護者が一堂に集まり、対策を考える場を設定するべきだ。

懇話会が緊急申入れ

2010(平成22)年2月15日(月), 懇話会を代表して水野座長が京都市長あてに「外国籍市民の人権擁護に関する啓発活動の充実を求める緊急申入れ」を行いました。

内容は次のとおりです。

最近、京都市内で、民族学校に押し掛けて、「民族学校は日本から出て行け」などと主張するグループの行動が見られました。このような言動は、外国籍市民に対する嫌がらせであり、外国籍の子どもたちの教育を受ける権利を脅かすものと言わねばなりません。このような状況が生まれていることについて、私たちはたいへん憂慮しております。

ついては、京都市において、次の点について十分な施策を至急検討・実施していただくよう、京都市長に提言します。

- 1 外国籍市民に対する差別をなくすための啓発活動、市職員に対する研修を強化すること
- 2 「京都市国際化推進プラン」に記されているように、「外国籍市民が暮らしやすく、活躍できるまちづくり」を着実に推進すること



事務局からのお知らせ

本ニュースレターや懇話会に関する御意見などがございましたら、下記までお寄せください。

(懇話会の会議はどなたでも傍聴することができます。)

また、ニュースレターのバックナンバーを御希望の方は、下記までお問い合わせください。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-10-0-0-0_1.html Eメール kokusai@city.kyoto.jp